

環 評 審 第 20号
平成18年 6月28日

沖縄県知事
稲 嶺 惠 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

儀間川総合開発事業環境影響評価書の審査について（答申）

平成18年6月9日付け沖縄県諮問文第2号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

儀間川総合開発事業環境影響評価書の審査について（答申）

- 1 濁水処理計画の変更により、新たに導水路施工箇所付近に沈殿池と濁水処理設備が追加されていることから、変更に至った経緯を明らかにさせること。また、水の濁りの予測地点については、濁水処理計画の変更に伴い、処理水の放流先である「タイ原池西側の水系」にも追加させ、当該水系に与える影響について予測・評価させること。
- 2 河川を遡上する水生生物の遡上阻害を防止するため、儀間ダム洪水吐きの脇に魚道が設置される計画となっているが、現況のタイ原池においても河川を遡上する水生生物が確認されていること、また、供用後における儀間ダムとタイ原ダムは導水路で結ばれることにより、河川を遡上する水生生物が儀間ダムからタイ原ダムへ移動することが考えられることから、タイ原ダムにおいても魚道を設置することについて検討させること。
- 3 材料山及び堤体周辺等の植栽について、その土地の潜在自然植生にあった植栽種を選定することについて再度検討させること。また、植栽種を選定及び植栽方法については以下の点について検討させること。
 - (1) 植栽種は、数種類を選定すること。
 - (2) 早期に森林を再生させる植栽方法を用いること。
- 4 植物種においては、最新の知見（改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 - 菌類編・植物編 - 等）により新たに貴重種に指定された種について、確認地点等が明らかにされていない種もあり、これらの種については予測・評価が行われていないことから、事後調査等において調査を行わせ、必要に応じて環境保全措置を検討させること。
- 5 囲繞景観の水辺景観区は7つの区間に細区分されているが、範囲を示す区分線が表示されていないことから、各水辺景観区の範囲を具体的な区分線で示させること。その結果を踏まえ、各景観区における状態（場、利用、眺め）から各景観区の持つ価値について把握させ、必要に応じて事業実施に伴う状態の変化の程度（改変の程度）やその影響を低減させるための環境保全措置を検討させること。

- 6 材料 残土仮置場の斜面部において植栽される植栽種の生育状況に関する事後調査を実施することについて検討させること。
- 7 クメジマボタルの幼虫の移動先における赤土等の堆積に係る事後調査については、工事着手前の移動前に1回とされているが、当該移動先は現況において赤土等の堆積が認められること、また、工事の実施に伴う赤土等の流出により現況以上に赤土等が堆積した場合はクメジマボタルの幼虫の生息環境へ影響を与えるおそれがあることから、調査時期として工事中を追加させること。
- 8 クメジマボタルの生息適所の一部が消失することに対する代償措置として創出されるピオトープの場の具体的な位置や構造等の検討に当たっては、更に学識経験者等の指導・助言を受けさせること。
- 9 キクザトサワヘビが確認された水系は、タイ原ダム供用後の湛水により分断されることから、環境保全措置として常時満水位より高所に迂回水路を設置するとされているが、当該水路の設置位置等に係る複数案の比較検討の経緯について明らかにさせること。
- 10 導水路の設置に伴いタイ原ダム西側の水系が洗掘される可能性があること、また、当該水系にはキクザトサワヘビが生息している可能性があり、水系が洗掘された場合においてはキクザトサワヘビの生息環境へ影響を与えるおそれがあることから、当該水系の洗掘状況に関する事後調査を行わせること。